

人間環境大学大学院看護学研究科教育課程及び履修方法に関する規程

(準拠)

第1条 本規程は、本学大学院学則（以下「大学院学則」という）第28条2項の規定に基づき、教育課程および履修方法について定める。

2 本研究科の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行う。

(指定規則に係る事項)

第2条 助産学分野助産学実践コースは、助産師学校として文部科学大臣の指定を受けるものとする。

2 助産師養成課程の科目を履修できる者は、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者とする。

3 助産学分野には、指定規則第3条第4号に規定する専任職員をおく。

(授業科目の区分)

第3条 本研究科の授業科目として、共通科目および専門科目をおく。

2 前項の授業科目名称および単位数は、別表1および別表2のとおりとする。

(教育課程および履修方法)

第4条 本研究科博士前期課程および博士後期課程において修得すべき単位数は博士前期課程30単位以上、博士後期課程14単位以上とする。

なお、博士前期課程助産学分野助産学実践コースにおいては上記30単位以上に加え、助産師国家試験受験資格の科目を33単位以上を取得する。

また特別研究は、助産学課題研究として履修する。

2 科目種類別の必要修得単位数は、次のとおりとする。

博士前期課程履修単位

1. 共通科目（必修科目）	4単位
看護学研究法特論M	(2単位)
疫学統計学M I	(2単位)
2. 自己専門領域の特論M及び演習M	4単位
3. 共通科目（選択科目）、専門科目（助産学分野を除く、ただし他領域科目の特論M2単位を含むこと）	14単位
4. 自己専門領域の特別研究M I・M II	8単位
修了要件単位数	30単位

博士前期課程（助産学分野）履修単位

1. 共通必修科目	4単位
看護学研究法特論M	(2単位)
疫学統計学M I	(2単位)
2. 自己専門領域の特論M及び演習M	4単位
3. 共通科目（選択科目）、専門科目（他領域科目の特論M2単位を含むこと）	14単位
4. 自己専門領域の特別研究M I・M II（ただし、助産学実践コースは課題研究I・IIを履修）	8単位
5. 助産学実践コースのみ 助産師養成課程の科目	33単位
修了要件単位数	
・助産学研究コース	30単位
・助産学実践コース	63単位

博士後期課程履修単位

1. 共通科目（必修科目）	4単位
看護学研究特論D	（2単位）
疫学応用統計学D	（2単位）
2. 自己専門領域の特論D及び演習D	4単位
3. 自己専門領域の特別研究D I・II・III	6単位
修了要件単位数	14単位

第5条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業および研究指導を行うことができる。

（履修すべき科目の登録）

第6条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

2 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第7条 大学院学則第34条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に他の大学院の科目を履修することを許可する。これにより修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 大学院学則第35条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が、入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

3 前2項による単位の認定方法その他必要な事項については、研究科委員会の定めるところによる。

（単位の認定）

第9条 本研究科において所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 履修科目に関する試験の方法は、各科目の担当者がこれを決定する。

（成績評価）

第10条 大学院学則第33条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

評価点等	評語	合否等	評価基準
100～80点	A	合格	到達目標を達成している（Very Good）
79～70点	B		到達目標を達成しているが不十分な点がある（Good）
69～60点	C		到達目標の最低限は満たしている（Pass）
60点未満	D	不合格	到達目標の最低限を満たしていない（Failure）

2 前項に定める履修成績D（不合格）以外に、下記のいずれかに該当する場合は、不合格とする。

評価点等	評語	合否等	評価基準
試験欠席	E	不合格	試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない（Withdrawal）
欠席過多	F		出席不足等により成績評価要件を満たしていない（Withdrawal）

- 3 大学院学則第34条及び第35条の定めにより認定された単位については、下記のとおり表すものとする。

認定	N	認定	本学以外で習得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision)
----	---	----	--

(研究指導)

第11条 博士前期課程及び博士後期課程における研究指導の実施に関する詳細については別途定める。
(課程の修了)

第12条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第4条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文又は課題研究の審査および最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、第4条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

3 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者に、単位取得退学証明書を交付することができる。

(学位の授与)

第13条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に、大学院学則および本学学位規程（以下「学位規程」という）の定めるところにより、学長がこれを授与する。

2 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に、大学院学則および学位規程の定めるところにより、学長がこれを授与する。

3 学位の授与に関する必要事項は、本規程によるほかは、大学院学則、学位規程および大学院看護学研究科における研究指導に関する内規の定めるところによる。

(助産師国家試験受験資格)

第14条 修了の認定を受ける博士前期課程助産学分野助産学実践コースの学生が保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号第18条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、助産師国家試験受験資格を有することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年9月28日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

(看護学研究科看護学専攻 博士前期課程)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	開講期	単位数			
				必修	選択	自由	
共通科目	看護学研究法特論M	1	前期	2			
	疫学統計学M I	1	前期	2			
	疫学統計学M II	1	後期		2		
	看護理論特論M	1	前期		2		
	看護教育特論M共通	1	後期		2		
	看護倫理特論M	1	前期		2		
	看護管理特論M	1	後期		2		
	看護政策特論M	1	後期		2		
	国際保健看護学特論M共通	1	後期		2		
	フィジカルアセスメント特論M	1	前期		2		
	臨床薬理学特論M	1	前期		2		
	病態生理学特論M	1	前期		2		
	専門科目	看護教育学領域	看護教育学特論M	1	前期		2
看護教育学演習M			1	後期		2	
看護教育学演習M II			1	前・後		2	
看護保健 管理学領域		看護保健管理学特論M	1	前期		2	
		看護保健管理学演習M	1	後期		2	
		看護保健管理学演習M II	1	前・後		2	
特別研究M		看護教育管理学特別研究M I	1	通年		4	
		看護教育管理学特別研究M II	2	通年		4	
実践看護学 分野		生涯発達 看護学領域	生涯発達看護学特論M	1	前期		2
			生涯発達看護学演習M	1	後期		2
			生涯発達看護学演習M II	1	前・後		2
		エンド・オブ・ ライフケア 看護学領域	エンド・オブ・ライフケア看護学特論M	1	前期		2
			エンド・オブ・ライフケア看護学演習M	1	後期		2
			エンド・オブ・ライフケア看護学演習M II	1	前・後		2
特別研究M		実践看護学特別研究M I	1	通年		4	
		実践看護学特別研究M II	2	通年		4	
広域看護学 分野		地域看護学領域	地域看護学特論M	1	前期		2
			地域看護学演習M	1	後期		2
			地域看護学演習M II	1	前・後		2
		国際保健 看護学領域	国際保健看護学特論M	1	前期		2
			国際保健看護学演習M	1	後期		2
			国際保健看護学演習M II	1	前・後		2
特別研究M		広域看護学特別研究M I	1	通年		4	
		広域看護学特別研究M II	2	通年		4	
助産学 分野		助産学研究コース	助産学特論M	1	前期		2
			助産学演習M	1	後期		2
			助産学演習M II	1	前・後		2
	特別研究M	助産学特別研究M I	1	通年		4	
		助産学特別研究M II	2	通年		4	
	助産学実践コース (助産師養成課程)	助産学概論	1	前期		2	
		母子の基礎科学特論	1	前期		2	
		母子の健康科学特論	1	前期		2	
		母子と家族の心理学特論	1	後期		1	
		妊娠期の助産学特論	1	前期		2	
		分娩期の助産学特論	1	前期		2	
		産褥・育児期の助産学特論	1	後期		2	
		妊娠期の実践助産学演習	1	前期		1	
		分娩期の実践助産学演習	1	通年		2	
		産褥・育児期の実践助産学演習	1	後期		1	
		地域助産活動論	2	前期		2	
		助産マネジメント論	2	前期		2	
		助産学実習 I	1	後期		2	
		助産学実習 II	1	後期		5	
		助産学実習 III	1	後期		3	
	助産学実習 IV	2	前期		1		
地域助産学実習	2	前期		1			
助産学課題研究 I	1	通年		4			
助産学課題研究 II	2	通年		4			

【履修上の留意事項】

博士前期は、共通科目2科目を必修とし4単位以上取得すること。専門科目では、自己専門領域の「特論M」（選択2単位）、「演習M」（選択2単位）、「特別研究M I」（選択4単位）、「特別研究M II」（選択4単位）を必修として、12単位以上履修する。自己領域「演習M II」、共通科目、他専門領域「特論M」から4単位以上履修し、合計30単位以上を履修する。助産学分野の科目は助産学分野の院生のみが履修できる。助産学実践コースは、博士前期課程修了要件としての30単位以上の単位取得に加え、助産師国家試験受験資格として33単位以上を取得する。「特別研究」は「助産学課題研究」として履修する。

別表2

(看護学研究科看護学専攻 博士後期課程)

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	開講期	単位数		
					必修	選択	自由
共通科目		看護学研究特論D	1	前期	2		
		疫学応用統計学D	1	前期	2		
専門科目	看護教育管理学領域	看護教育学特論D	1	前期		2	
		看護教育学演習D	1	通年		2	
	看護保健管理学領域	看護保健管理学特論D	1	前期		2	
		看護保健管理学演習D	1	通年		2	
	特別研究D	看護教育管理学特別研究D I	1	通年		2	
		看護教育管理学特別研究D II	2	通年		2	
		看護教育管理学特別研究D III	3	通年		2	
	生涯発達看護学領域	生涯発達看護学特論D	1	前期		2	
		生涯発達看護学演習D	1	通年		2	
		エンド・オブ・ライフケア 看護学領域	エンド・オブ・ライフケア看護学特論D	1	前期		2
	エンド・オブ・ライフケア看護学演習D		1	通年		2	
	実践看護学特別研究D		実践看護学特別研究D I	1	通年		2
		実践看護学特別研究D II	2	通年		2	
		実践看護学特別研究D III	3	通年		2	
	地域看護学領域	地域看護学特論D	1	前期		2	
		地域看護学演習D	1	通年		2	
		国際保健看護学領域	国際保健看護学特論D	1	前期		2
	国際保健看護学演習D		1	通年		2	
	特別研究D		広域看護学特別研究D I	1	通年		2
		広域看護学特別研究D II	2	通年		2	
広域看護学特別研究D III		3	通年		2		
助産学領域	助産学特論D	1	前期		2		
	助産学演習D	1	通年		2		
	特別研究D	助産学特別研究D I	1	通年		2	
助産学特別研究D II		2	通年		2		
助産学特別研究D III		3	通年		2		